様式第一（第３条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の 所 在 地
名　　称
代　表　者　　役 職 ・ 氏 名　　印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第１　経営強化計画の実施期間
第２　経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
第３　経営の改善の目標を達成するための方策
第４　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項
第５　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
第６　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項
第７　剰余金の処分の方針
第８　財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

２．提出者

提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

３．経営強化計画の実施期間

⑴　経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

⑵　経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

⑶　経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から３年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

４．経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき（別表１）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。

①　コア業務純益（（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。）又はコア業務純益ＲＯＡ（（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ＲＯＡをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標

②　業務粗利益経費率（（別表１）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

５．経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、４．①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

６．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

⑴　「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

⑵　「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

①　員外監事（第３条第２項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において員外監事を新たに選任すること。

②　員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

⑶　「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

①　与信リスク管理に関する事項

②　市場リスク管理に関する事項

⑷　「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

①　弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　内部監査体制を強化すること。

⑸　「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

①　第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

②　業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

③　協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

⑹　「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること

①　四半期毎の情報開示を充実すること。

②　部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

③　主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

⑺　経営強化計画を提出する労働金庫等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

①　基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

②　当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

７．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

⑶　「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

⑷　「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、⑴に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

⑸　「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方針に係る取組み等について具体的に記載すること。

８．協定銀行による株式等の引受け等

⑴　経営強化計画を提出する労働金庫等が法第３条第１項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。

⑵　「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②に掲げる事項を記載すること。

①　優先出資

イ　種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第５条第１項第２号から第４号までに掲げる内容等

②　劣後特約付金銭消費貸借（法第２条第３項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等

９．剰余金の処分の方針

配当に対する方針を（別表２）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

10．財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、（別表１）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

（別表１）（単体）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画
資産・負債・純資産の部（平均残高）	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち出資金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									

	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券評価差額金									
	うち自己優先出資、処分未済持分									
損益	業務純益									
	業務収益									
	資金運用収益									
	うち貸出金収入									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）									
	業務費用									
	資金調達費用									
	うち預金・譲渡性預金利息									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却＋債券費・社債費）									
	一般貸倒引当金繰入額									
	経費									
	うち人件費									
	うち物件費									
	うち機械化関連費用									
	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費）									

	国債等債券関係損益									
	コア業務純益 （＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益）									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	当期純利益									
経営指標（%）	資金運用利回									
	貸出金利回									
	資金調達原価率									
	預金等利回 （＝（預金利息＋譲渡性預金利息）／預金・譲渡性預金平均残高合計）									
	資金調達経費率 （＝経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計）									
	預貸率									
	総資金利鞘 （＝資金運用利回－資金調達原価率）									
	預貸金利鞘 （＝貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率）									
	当期利益ROE （＝当期純利益／純資産）									

	当期利益ROA （＝当期純利益／総資産）									
	コア業務純益ROE （＝コア業務純益／純資産）									
	コア業務純益ROA （＝コア業務純益／総資産）									
	業務粗利益経費率 （＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益）									
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高									
	破産更生等債権額									
	危険債権額									
	要管理債権額									
	正常債権額									
	総与信 （＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額）									
	不良債権比率 （＝金融再生法開示債権残高／総与信）									
	リスク管理債権残高									
	破綻先債権額									
	（部分直接償却）									
	延滞債権額									
	３ヵ月以上延滞債権額									
	貸出条件緩和債権額									

（連結）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画
資産・負債・純資産の部（平均残高）	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち出資（資本）金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券評価差額金									
	うち自己優先出資（株式）、処分未済持分									
損益	経常利益									
	経常収益									
	資金運用収益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									
	その他経常収益									
	経常費用									
	資金調達費用									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	営業経費									
	その他経常費用									
	うち貸出金償却									
	うち貸倒引当金繰入額									
	うち一般貸倒引当金繰入額									

				うち個別貸倒引当金繰入額								
	特別利益											
	特別損失											
	法人税、住民税及び事業税											
	法人税等調整額											
	非支配株主に帰属する当期純利益											
	親会社株主に帰属する当期純利益											
経営指標（%）	当期利益ROE（＝親会社株主に帰属する当期純利益／純資産）											
	当期利益ROA（＝親会社株主に帰属する当期純利益／総資産）											

（記載上の注意）

1　上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2　過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。

3　事業年度末の計数を記載すること。

4　機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表２）

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画
配当可能利益									
配当金総額									
普出資配当金									
優先出資配当金（公的資金分）									
優先出資配当金（民間調達分）									
１口当たり配当金（普通出資）									
１口当たり配当金（優先出資）									
配当率（普通出資）									
配当率（優先出資、公的資金分）									
配当率（優先出資、民間調達分）									
配当性向									

（記載上の注意）

「公的資金分」とは、法第５条第１項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する労働金庫等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。